

大和市告示第59号

大和市観光促進事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市観光促進事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市観光促進事業等補助金交付要綱（平成21年大和市告示第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の規定に基づき」を「に定めるもののほか」に改める。

第3条中「補助額」を「補助金の額」に、「1,500,000円」を「2,000,000円」に、「決定された」を「市長が必要と認めた」に改める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。